

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年5月11日	
【会社名】	株式会社エクストリーム	
【英訳名】	EXTREME CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐藤 昌平	
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号	
【電話番号】	03-6673-8535(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 由佐 秀一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号	
【電話番号】	03-6673-8535(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 由佐 秀一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	199,999,448円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	148,588株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年5月11日開催の取締役会において、発行を決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	148,588株	199,999,448	99,999,724
一般募集			
計(総発行株式)	148,588株	199,999,448	99,999,724

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、99,999,724円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,346	673	100株	平成30年5月28日(月)		平成30年5月28日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エクストリーム 管理本部	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋西口支店	東京都豊島区西池袋一丁目15番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,999,448	3,000,000	196,999,448

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、割当予定先等の調査費用、変更登記費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額196,999,448円の使途については、以下のとおり充当する予定としております。

内容	予定金額	支出予定時期
人材紹介費用	87,500,000円	平成30年6月から平成31年5月
教育研修費用	57,000,000円	平成30年6月から平成32年5月
人材募集広告費用	52,499,448円	平成30年6月から平成31年5月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で管理する予定であります。

本第三者割当増資による新株式発行は、株式会社E P A R K (以下、「E P A R K社」という。)との資本業務提携(以下、「本資本業務提携」という。)のために行うものであり、資金調達を主たる目的にしておりません。前記差引手取概算額196,999,448円については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載する本資本業務提携において必要となる技術人材の採用及び研修教育費用に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりです。

人材紹介費用

WEBアプリケーション、スマートフォンアプリなどの開発経験を有する技術社員の採用を行うために50名の中途採用を見込んでおり、これに係る人材紹介費用として、一人当たり1,750千円を見込み、87,500千円を充当する予定であります。なお、一人当たりのモデル年収は5,000千円、一人当たりの人材紹介料は一人当たりのモデル年収の35%である1,750千円を想定しております。

教育研修費用

及びにおける採用活動において、入社後に技術研修の実施を予定しており、これに係る費用として月額2,375千円を見込み、57,000千円を充当する予定であります。なお、技術研修は、社内研修、インターネットによるオンライン研修、専門業者による外部オフライン研修を予定しております。

人材募集広告費用

による採用活動のほか、WEBサイト等の求人メディアへ月額4,374,954円の採用募集広告の出稿を見込み、52,499,448円を充当する予定であります。なお、現時点では具体的な広告出稿先は決まっておられません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社E P A R K
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
資本金	90,000千円
事業の内容	飲食店・医療・美容院向けの予約・送客サービスを中心としたソリューション事業、広告代理店事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社光通信 99.95%

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日(平成30年5月11日)現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、ゲームなどのエンターテインメント系企業をはじめ、ECサイトなどを運営するWEBサービス事業者などへ向けた技術社員の派遣事業及び顧客提案型の受託開発事業を行うソリューション事業（以下、「本事業」という。）を主要事業としております。

また、本事業は人材ソリューションサービスと受託開発サービスに大別され、人材ソリューションサービスについては、当社社員が直接顧客企業に常駐し、ゲーム・スマートフォンアプリ・WEBサイト構築などの開発業務（以下、「開発業務」という。）を行っております。受託開発サービスについては、当社社員が直接顧客企業に常駐し開発業務を行う場合と、受託した開発業務を社内に持ち帰り、開発～納品～保守・運用を行うケースに分別されております。

平成30年3月期の状況として、人材ソリューションサービスにおける年間稼働プロジェクト数（注）は約4,500となっております。プロジェクト数は、平成27年3月期実績である2,563プロジェクトと比較し、3年間で約76%増と安定的に成長しておりますが、直近事業年度（平成30年3月期）のプロジェクト数増加率は、昨今の技術人材不足の影響もあり約6%増に留まっております。また、受託開発サービスについては、顧客企業が多岐に渡るものの1案件当たりの受注額に変動幅があり、安定的な収益体制の確立に課題を抱えている状況であります。

このような状況下、当社が持続的に成長していくためには、WEBアプリケーション、スマートフォンアプリなどの開発経験を有する技術社員を継続的に確保し、人材ソリューションサービスの事業規模を拡大させつつ、受託開発サービスを安定的な事業モデルに変革させる必要があると認識しております。

また、これらの課題を解決するためには、採用力を強化するために新たな資本が必要なこと、受託開発サービス

において継続的且つ安定的な顧客を獲得することが必要だと考え、資本業務提携も視野に入れた取り組みを行って参りました。

一方、E P A R K社は、株式会社光通信(以下、「光通信社」という。)の関係会社として、平成20年に飲食店・病院・美容院・時間貸駐車場・エステサロンなどの順番予約サイト「E P A R K(イーパーク)」の運営を開始し、登録会員数約2,000万人、提携店舗数は約10万店舗(平成30年2月現在)となっております。

また、「E P A R K(イーパーク)」の運営においては、予約機能の強化、会員増に対するシステム及びサーバ等のインフラ機能の強化、会員の利便性向上のためのユーザビリティ拡張などをE P A R K社の子会社である株式会社E P A R Kコンサルティング(以下、「E P A R Kコンサルティング」という。)に開発業務を委託して参りました。

しかしながら、E P A R K社及びE P A R Kコンサルティングは、会員数増加に伴うシステムの規模拡大に対応した開発体制及び技術力のさらなる強化、開発費用の最適化、採用・人事制度等、開発者にとって最適な環境の構築、新たな技術に関する研究開発、開発人材の確保等の課題を抱えて参りました。

これらの経営課題を解決するために、E P A R K社及びE P A R Kコンサルティングは、他社との資本業務提携も視野に入れながら、「E P A R K(イーパーク)」における基幹システム開発、バージョンアップ開発、保守開発などを行うことを目的として、平成29年9月頃より「E P A R K(イーパーク)」に関連する開発業務専門の関係会社(株式会社E P A R Kテクノロジーズ(以下、「E P A R Kテクノロジーズ」という。))設立の検討を開始しました。

このように、当社及びE P A R K社グループにおいて、それぞれの課題解決のために資本業務提携を模索していたところ、これまで当社とE P A R K社グループにおいて取引関係はありませんでしたが、平成29年11月に光通信社より、当社へ直接コンタクトがあり、「E P A R K(イーパーク)」システムの開発委託、並びにE P A R K事業の拡大に向けた資本業務提携に関する相談があったことを契機に、当社及びE P A R K社が直面している課題の共有と、それぞれの課題解決のための検討が進み、平成30年1月にE P A R K社より、当社がE P A R Kテクノロジーズの第三者割当増資を引き受けて連結子会社化し、「E P A R K(イーパーク)」における開発業務を行う業務提携、並びに、当社とE P A R K社との間にパートナーシップ体制を構築し、業務提携を持続的かつ確実なものにすることを目的として、当社がE P A R K社へ株式を割当てる資本提携の提案を受けました。

当社は本資本業務提携の提案を受け、その内容が当社の課題である、採用力を強化するための新たな資本増強の実施、受託開発サービスにおける継続的且つ安定的な顧客を獲得する手段として成立するかどうか、経営会議及び取締役会にて協議、検討を重ねて参りました。その結果、E P A R K社と本資本業務提携を締結し、E P A R K社と協業体制を確立することは、これらの課題解決に結びつくとともに、当社の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

当社がE P A R Kテクノロジーに対する第三者割当増資を引き受け、本資本業務提携を締結することにより、E P A R Kテクノロジーを連結子会社化し、「E P A R K(イーパーク)」における開発業務に係る売上高を安定的に確保しつつ、受託開発サービスにおいて継続的且つ安定的な顧客を獲得することができること、「E P A R K(イーパーク)」という一般消費者に身近な順番予約サービスの開発業務に当社が関わることにより、技術人材採用において訴求力及び採用力が強化でき、継続的に技術社員を採用することで、人材ソリューションサービスの事業規模を拡大できること、登録会員数約2,000万人であるプラットフォームの開発業務を当社グループ企業が担うことで、当社受託開発サービスの実績となり競争力の強化及び高付加価値化が実現できること、当社とE P A R K社またはE P A R Kテクノロジーとの技術人材の交流(出向等含む)が期待できることから、平成30年5月11日、本資本業務提携契約を締結し、E P A R K社を割当予定先といたしました。

(注)派遣先または常駐先にて当社社員(1名)が1ヶ月稼働したものを1プロジェクトと定義

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 148,588株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるE P A R K社は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社は割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株式に係る払込みに要する財産の存在について、割当予定先であるE P A R K社の平成30年4月16日時点の預金残高を、E P A R K社を名義とする銀行口座に係る取引明細書の写しにより自己資金であることを確認し、当該割当予定先が本新株式に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるE P A R K社並びに全出資者及び全役員（以下、「割当予定先等」という。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先等が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何等かの捜査対象になっているか否かについて専門の信用調査機関（株式会社トクチョー（以下、「信用調査委託会社」という。）東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役社長 荒川一枝）に調査依頼を行い、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことが記載された調査報告書を受領し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、信用調査委託会社に対し、前記の調査方法について確認を行ったところ、具体的な調査方法として、登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などの公開情報からの情報収集、公知情報から信用調査委託会社が独自に構築した反社会的・反市場勢力の過去データとの照合、公開情報、公知情報で該当した疑わしい対象やネガティブな情報のある対象について調査委託会社による独自分析などの調査方法にて調査を行ったことを確認いたしました。

また、割当予定先であるE P A R K社の主たる出資者である株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日：平成29年12月25日）の中で反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をされていることを確認しております。

以上から、当社は、割当予定先及びこれらの役員が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における新株式（以下、「本新株式」という。）の発行価額は、割当予定先であるE P A R K社との協議を経て、本新株式の発行に係る平成30年5月11日付の取締役会決議日の直前営業日（平成30年5月10日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値である1,380円を基準とし、ディスカウント率2.5%である1,346円といたしました。当該発行価格につきましては、割当予定先であるE P A R K社から当社の事業について一定の理解はいただいております、パートナーシップの深化・促進が両社共通の目的ではあるものの、最近の当社の株価が大きく変動していること等の現状に鑑み、株価下落リスクもあることから、株価下落損失を最小限化したいとの意向が示され、当社としても本資本業務提携による今後の当社の成長基盤の確立と企業価値の向上を鑑み、割当予定先であるE P A R K社の意向を理解したうえで、決定したものであります。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためです。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値1,366円からのディスカウント率が1.46%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値1,375円からのディスカウント率が2.11%、及び直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値1,532円からのディスカウント率が12.14%となっております。

また、本日開催した本資本業務提携並びに本第三者割当増資に係る取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)は、本第三者割当増資の実施を決議した取締役会において、発行価格である1,346円は、当該取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値からのディスカウント率は2.5%であり、当該取締役会決議日の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた価額以上であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、上記発行価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により増加する株式数は148,588株(議決権数1,485個)であり、取締役会決議日(平成30年5月11日)における発行済株式総数2,546,200株(議決権数25,453個)に対して、5.84%(議決権総数に対し5.83%)(少数点以下第3位を四捨五入)の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社とE P A R K社との資本業務提携に基づき実施されるものであり、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、今後の当社の成長基盤の確立と企業価値向上に資するものであると判断していること、割当予定先であるE P A R K社は当社株式を中長期的に保有する方針であることから、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模においても合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
佐藤 昌平	東京都新宿区	1,249,400	49.09	1,249,400	46.38
株式会社E P A R K	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号			148,588	5.51
長岡 裕二	東京都大田区	104,800	4.12	104,800	3.89
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	78,400	3.08	78,400	2.91
由佐 秀一郎	東京都足立区	72,800	2.86	72,800	2.70
高本 俊一	千葉県船橋市	32,900	1.29	32,900	1.22
宗教法人光照寺	新潟県新潟市西浦区松野尾2932	27,600	1.08	27,600	1.02
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	26,200	1.03	26,200	0.97
中村 壯陽	大阪府枚方市	22,000	0.86	22,000	0.82
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	20,200	0.79	20,200	0.75
計		1,634,300	64.21	1,782,888	66.18

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本第三者割当増資における新規発行株式の数に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後(平成29年6月29日提出)、本有価証券届出書提出日(平成30年5月11日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成29年6月1日～ 平成30年5月11日	20,400	2,546,200	3,360	310,991	3,360	295,858

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、第12期有価証券報告書を平成29年6月29日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日から当該有価証券報告書提出日までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、平成29年6月1日より発生した内容を記載しております。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第12期有価証券報告書及び第13期第3 四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年5月11日)現在までの間において生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年5月11日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 臨時報告書の提出について

組込情報である第12期有価証券報告書の提出日(平成29年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金23円 総額 58,026,930円

ロ 効力発生日

平成29年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、奥富洋幸氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐藤泉氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、長澤正浩氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	17,953	81	0	(注)1	可決 97.8
第2号議案 取締役1名選任の件 奥富 洋幸	17,938	96	0	(注)2	可決 97.7
第3号議案 監査役1名選任の件 佐藤 泉	17,933	101	0	(注)2	可決 97.7
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 長澤 正浩	17,933	101	0	(注)2	可決 97.7

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年2月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、平成30年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社ウィットネストを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウィットネスト
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 佐藤 昌平
資本金の額	10百万円(平成30年2月22日現在)
純資産の額	96百万円(平成29年3月31日現在)
総資産の額	276百万円(平成29年3月31日現在)
事業の内容	受託システム開発業務。要件定義～設計/開発～納品～保守・運用業務の受託

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

	該当なし	該当なし	平成29年3月期
売上高			648
営業利益			127
経常利益			127
当期純利益			86

(注) 当該会社は平成28年4月1日成立のため該当年度は1年分となります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社エクストリーム
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社ウィットネストの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役3名が、株式会社ウィットネストの代表取締役会長兼社長及び代表取締役、監査役を兼任しております。 当社から従業員が出向し、業務に従事しております。
取引関係	当社への役務提供等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ウィットネストは、インフラ設計からサイト運用までワンストップのソリューションを提供するS I事業及びA P Iエコノミー構築支援事業を主業務としておりますが、このたび、当社グループ経営の一層の効率化を図るため、本合併を行うこととしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式によるものとし、株式会社ウィットネストは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

株式会社ウィットネストは当社が100%出資する連結子会社であるため、本吸収合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払はありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約決議承認取締役会 平成30年2月13日

合併契約締結 平成30年2月13日

合併期日(効力発生日) 平成30年4月1日

(注) 当該吸収合併は、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、各合併当事会社において株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エクストリーム
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
代表者の氏名	代表取締役社長CEO 佐藤 昌平
資本金の額	308百万円(平成30年2月22日現在)
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	ソリューション事業、コンテンツプロパティ事業

(平成30年5月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年5月11日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額および事業の内容

名称	株式会社E P A R Kテクノロジーズ
住所	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役 和田 俊弘
資本金	125,000千円
事業の内容	システム開発

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数および総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

異動後 7,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前

異動後 58.3%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

株式会社E P A R Kテクノロジーズへの出資に伴い、当該会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することになるためであります。

異動の年月日

平成30年5月11日

2. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社E P A R Kテクノロジーズ
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役 和田 俊弘
資本金の額	125,000千円(平成30年4月30日現在)
純資産の額	250,000千円(平成30年4月30日現在)
総資産の額	250,000千円(平成30年4月30日現在)
事業の内容	システム開発

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
平成30年4月2日設立の法人につき、該当事項はありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、ゲームなどのエンターテインメント系企業をはじめ、ECサイトなどを運営するWEBサービス事業者などへ向けた技術社員の派遣事業及び顧客提案型の受託開発事業を行うソリューション事業(以下、「本事業」という。)を主要事業としております。

また、本事業は人材ソリューションサービスと受託開発サービスに大別され、人材ソリューションサービスについては、当社社員が直接顧客企業に常駐し、ゲーム・スマートフォンアプリ・WEBサイト構築などの開発業務を行っております。受託開発サービスについては、当社社員が直接顧客企業に常駐し開発業務を行う場合と、受託した開発業務を社内に持ち帰り、開発～納品～保守・運用を行うケースに分別されております。

平成30年3月期の状況として、人材ソリューションサービスにおける年間稼働プロジェクト数(注)は約4,500となっております。プロジェクト数は、平成27年3月期実績である2,563プロジェクトと比較し、3年間で76%増と安定的に成長しておりますが、直近事業年度(平成30年3月期)のプロジェクト数増加率は、昨今の技術人材不足の影響もあり6%増に留まっております。また、受託開発サービスについては、顧客企業が多岐に渡るものの1案件当たりの受注額に変動幅があり、安定的な収益体制の確立に課題を抱えている状況であります。

このような状況下、当社が持続的に成長していくためには、開発経験及び技能を有する技術社員を継続的に確保し、人材ソリューションサービスの事業規模を拡大させつつ、受託開発サービスを安定的な事業モデルに変革させる必要があると認識しております。

一方、株式会社E P A R K(以下、「E P A R K社」という。)は、株式会社光通信(以下、「光通信社」という。)の関係会社として、平成20年に飲食店・病院・美容院・時間貸駐車場・エステサロンなどの順番予約サイト「E P A R K(イーパーク)」の運営を開始し、登録会員数約2,000万人、提携店舗数は約10万店舗(平成30年2月現在)となっております。

また、「E P A R K(イーパーク)」の運営においては、予約機能の強化、会員増に対するシステム及びサーバ等のインフラ機能の強化、会員の利便性向上のためのユーザビリティ拡張などをE P A R K社の子会社である株式会社E P A R Kコンサルティング(以下、「E P A R Kコンサルティング」という。)に開発業務を委託しておりました。

しかしながら、E P A R K社及びE P A R Kコンサルティングは、会員数増加に伴うシステムの規模拡大に対応した開発体制及び技術力のさらなる強化、開発費用の最適化、採用・人事制度等、開発者にとって最適な環境の構築、新たな技術に関する研究開発、開発人材の確保等の課題を抱えておりました。

これらの経営課題を解決するために、E P A R K社及びE P A R Kコンサルティングは、他社との資本業務提携も視野に入れながら、「E P A R K(イーパーク)」における基幹システム開発、バージョンアップ開発、保守開発などを行うことを目的として、平成29年9月頃より「株式会社E P A R Kテクノロジーズ(以下、「E P A R Kテクノロジーズ」という。)設立の検討を開始しました。

このように、当社及びE P A R K社グループにおいて、それぞれの課題解決を模索していたところ、これまで当社とE P A R K社グループにおいて取引関係はありませんでしたが、平成29年11月に光通信社より、当社へ直接コンタクトがあり、「E P A R K(イーパーク)」システムの開発委託、並びにE P A R K事業の拡大に向けた資本業務提携に関する相談があったことを契機に、当社及びE P A R K社が直面している課題の共有と、それぞれの課題解決のための検討が進み、平成30年1月にE P A R K社より、当社がE P A R Kテクノロジーズの第三者割当増資(以下、「本第三者割当増資」という。)を引き受けて連結子会社化し、「E P A R K(イーパーク)」における開発業務を行う資本業務提携(以下、「本資本業務提携」という。)資本業務提携等の詳細については、平成30年5月11日付の適時開示「資本業務提携及び第三者割当増資による新株式発行及び支配株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください)、並びに、当社とE P A R K社との間にパートナーシップ体制を構築し、業務提携を持続的かつ確実なものにすることを目的として、当社がE P A R K社へ株式を割当てる資本提携の提案を受けました。

当社は本第三者割当増資の提案を受け、その内容が当社の課題である受託開発サービスにおける安定的な顧客を獲得する手段として成立するかどうか、また、採用力の強化に繋がるかどうか経営会議及び取締役会にて協議、検討を重ねて参りました。

その結果、当社が本第三者割当増資の内容を含む資本業務提携を締結することで、当社が本第三者割当増資を引き受け、E P A R Kテクノロジーズを連結子会社化するとともに、当社が本資本業務提携を締結することにより、「E P A R K(イーパーク)」における開発業務に係る売上高を安定的に確保しつつ、受託開発サービスにおいて継続的且つ安定的な顧客を獲得することができることに加えて、当社受託開発サービスにおける実績となり、当社受託開発サービスにおいて競争力の強化及び高付加価値化が実現できること、「E P A R K(イーパーク)」という一般消費者に身近な順番予約サービスの開発業務に当社が関わることにより、技術人材採用において訴求力及び採用力が強化され、継続的に技術社員を採用することで人材ソリューションサービスの事業規模の拡大が期待でき、当社とE P A R K社またはE P A R Kテクノロジーズとの技術人材の交流(出向等含む)が期待できることから、本第三者割当増資の引受を決定いたしました。

E P A R Kテクノロジーズは平成30年4月2日にE P A R K社の関係会社である株式会社E P A R Kコンサルティングの100%出資により、資本金及び資本準備金の合計額250,000千円にて設立され、当社の第三者割当増資の引受により、E P A R Kテクノロジーズの資本金及び資本準備金の合計額は600,000千円となります。これは、E P A R Kテクノロジーズの運転資金の約3ヶ月分に相当します。

(注) 派遣先または常駐先にて当社社員(1名)が1ヶ月稼働したものを1プロジェクトと定義

- (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額
株式会社E P A R Kテクノロジーズの普通株式 350,000千円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクストリームの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクストリーム及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エクストリームの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エクストリームが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクストリームの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクストリームの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎藤	昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷	徳行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクストリームの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エクストリーム及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。